

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和2年1月8日(水)
開会 午前 9時59分
閉会 午前11時13分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長) 須藤智子 (副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀 巖、榊谷規子
梅村均議長、関戸郁文副議長
大野慎治議員、水野忠三議員
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

(1) 12月定例会を振り返って

梅村議長：各委員が感じられたご意見をいただきたいが、私からは1点、本会議退席時の意見表明についてどのように今後取り扱うのか。良い案を模索しているが、現状の討論の場ではなく、その他の意見表明のようなものを設けて行えればと考えている。それには、事前に申し出ていただく必要もある。

須藤委員長：今回は討論を行って退席された。

梅村議長：今までどおり討論の中で退席の意見表明をされたわけであるが、それは賛否を表明する討論ではない。よって、討論を終結した後に退席の意見表明の場を設けるかという提案である。

須藤委員長：賛否を表明する従来の討論を行い、一旦は締めて、その後に場を設けるということか。

梅村議長：そのとおりである。討論を終結して、例えば「その他意見はありますか。」と投げかけて発言を促すという流れが考えられる。

榊谷委員：議長が討論を投げかけられたときに意見表明を行って退席する行為は討論の一部になってしまうから、討論とは切り離して意見表明の場を設けるという解釈をしたが良いか。

梅村議長：そのような流れで良い策を考えている。

須藤委員長：そうであるならば、事前に議長へ申し出る必要がある。

梅村議長：議長としては意見表明がないものとして、討論終了後に直ちに採決を取ることとなる。もともと退席の表明をするのかという議論も必要で

ある。議案に議員自身に関わるような除斥の場合とは違うという意見もあった。

大野議員：何も言わずに退席するのはわからないから理由を述べて退席しましょうと議会改革の一環として意見表明するとなった。傍聴者もなぜ退席したかわからないから意見表明するようになったと思う。慣例で討論のところで意見表明して退席をしてきてしまったから、慣例集に載っていない慣例を行ってきたので、今までやってきたことを否定するのは難しい。そういう意見表明の場を設けるか設けないかは、この場で決めるのか、議会基本条例推進協議会で決めるのか、今すぐここで決めるのはいかがなものかと考える。私は議会基本条例推進協議会で協議して議会運営委員会で決めるのが良いと思う。

榎谷委員：昨年の同会派の委員からも討論の場で賛否を明確にしないのは討論ではないと伝え聞いているが、大野議員は無言で退席するよりは意見表明して退席した方が良いという意見であるが、全議員で確認しても良いのではないか。

片岡委員：どこで発言するかだけの問題だから推進協議会で議論するのか会派に持ち帰って検討するのかどちらでも良いが、今いる議員だけではなく、全議員の意見を聞くのも良いかと考える。

堀委員：同じように考える。

鬼頭副委員長：私も同様である。

須藤委員長：退席の際の意見表明であるが、議会基本条例推進協議会にて協議いただきたいが。

関戸副議長（議会基本条例推進協議会会長）：退席のときに意見表明している議会があるのか調査していただきたい。他になく、岩倉市議会が新たに行うのであれば岩倉市議会で決めれば良い。どのように決めていくのか議論したい。他市議会が行っているかどうかがわからない。やっていなくてもやれば良いと考える。

須藤委員長：他市議会の状況を調べておくように。事務局お願いする。また、20日開催の議会基本条例推進協議会で諮っていただくようお願いする。

関戸副議長：各委員におかれては、会派に持ち帰って意見を調整していただくようお願いする。

（２）「市議会サポーターの声」について

「市議会サポーターの声」４件に対する回答は次のとおりと決した。

13：議会基本条例推進協議会、市議会サポーターとの意見交換会を経て作成する。

14：総務・産業建設常任委員会作成

15：一般質問においては、部長答弁は市長の考えです。議員各自の判断で市長に答弁を求めます。3月定例会では会派代表質問において施政方針に対する市長答弁がございました。

16：各議員が内容のある質問をするように心がけています。一般質問の持ち時間については平成20年9月定例会から質問答弁合わせて1時間と決めています。一般質問の持ち時間設定は、今までの経緯（必要以上に長く一般質問を行う議員がいた、一括質問方式から一問一答方式へ変更された）と議会改革の観点から適正と考えます。

（3）岩倉市議会委員会条例の一部改正について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

梅村議長：厚生・文教常任委員会所管事項の「市民部の所管に属する事項」を削除するだけなのか、そうすると実際のところは総務・産業建設常任委員会の所管が増すことになる。

堀委員：そのとおりである。

梅村議長：その点も含めて議論していただきたい。部だけでなく、課単位で考えないといけない。

関戸副議長：細分化して所管を課単位で規定するのか。

梅村議長：新しい委員会を組織するのは考えづらい。

大野議員：市民部の行を消すだけで、税務課と環境保全課が総務の所管事項となるが、税務課は総務費だから。元に戻るだけではないか。環境保全課の分は建設部に組織され負担とはなるが。財務常任委員会が組織され総務の負担が激増するわけではない。厚生・文教常任委員会は請願の審査が非常に多い。岩倉市議会の厚生・文教常任委員会の負担割合が大きい。

関戸副議長：負担割合に差が生ずるといった意見も出ている。実際にどれくらいの負担が増えるのか。

梅村議長：何もしないのであれば、税務課と環境保全課の分が総務に移管されるということになる。

関戸副議長：総務・産業建設常任委員会の負担がかなり大きくなるのではないか。

議会事務局長：単純に厚生・文教常任委員会の2課が所管する事務が総務に移ることになるから、その分は負担が増えるということである。

関戸副議長：これまでも総務の負担が大きかったと感じるか。

堀委員：条例議案が多い。

梅村議長：元来税務課は総務部であったので、長いスパンで考えると環境保

全課が所管する事務について負担が増えるとも見ることできる。

関戸副議長：総務の負担増が看過できるものか否かという議論に思う。

須藤委員長：委員会名称も含めた議論も必要になるかもしれない。

関戸副議長：建設部を厚生在所管とする考え方もある。例えば厚生文教建設常任委員会というような発想か。

榊谷委員：常任委員会を3つに分けたときは建設と文教をいっしょにしたこともあった。

大野議員：厚生・文教に税務が所管されていたことがおかしい。

関戸副議長：一旦は市民部の文言は削除して、その所管事項で1年行ってみて結果として審査がかなり偏ったとなったときに考えるという案はどうか。やってみないとどれくらいの審査が増えるかわからない部分がある。

片岡委員：確実に増える。市民部は廃止となるが現在の3課の事務については、引き続き、厚生・文教常任委員会が所管することはできないか。例えば厚生・文教の所管事項に環境保全及び環境衛生に関することと規定すれば良いのではないか。

梅村議長：それは難しい。

榊谷委員：建設部を厚生・文教に所管してはどうか。教育委員会は公共施設を多く所管しており、修繕等においては建設部と連携しているところも見受けられる。

片岡委員：所管は部単位が良いのか。

梅村議長：線引きはそのとおりである。

大野議員：建設部を厚生・文教に所管すると総務委員会になってしまう。厚生、文教、建設と何の委員会かわからなくなる。

榊谷委員：産業を入れていない市議会もある。

大野議員：建設部が厚生・文教に所管されるとなると、現厚生・文教常任委員会の委員とも協議せねばなるまい。

関戸副議長：繰り返しになるが、これまでの所管に市民部の3課分の所管を振り分けて試しに1年間行ってみて、負担割合がいびつであれば検討してはどうか。その辺りの負荷を共有しないと再編は難しくないか。

片岡委員：1年くらい実施してみないとわからない。

堀委員：過去の付託実績を確認すればわかるのではないか。

大野議員：教育委員会を始め、厚生・文教が所管する部署が多くの公共施設を管理していることはわかるので、建設部も厚生・文教で所管するという考えもよくわかる。

榊谷委員：常任委員会が3つに分かれていたときは、建設・文教常任委員会

であった。委員会の議論の際も修繕については建設部でないとわからないところも見受けられる。他の市議会では総務・消防という委員会もある。

大野議員：厚生・文教の正副委員長のみで決められないこともあるので。

片岡委員：3月定例会での議案となるので時間もあまりない。

須藤委員長：この場では結論が出ないので、各委員持ち帰って検討いただきたい。

大野議員：全員協議会や議会基本条例推進協議会の議員全員の場合で協議する必要がある。

梅村議長：環境保全課が所管する議案数は多かったか。

議会事務局長：この数年はそれほどではない。

関戸副議長：過去1年・2年の議案数を調べて表にしてもらう。

須藤委員長：議会基本条例推進協議会までに資料を作って協議し、決定は議会運営委員会とする。

関戸副議長：資料を事務局が作成し、動かすとその結果がどうなるか。

片岡委員：総務の負担が増えるのか、さほど変わらないのか。

関戸副議長：建設部が厚生・文教に移動したらどれくらいの負担になるかも作ってもらうか。

須藤委員長：今後の福祉関係や教育委員会の事務を考えてもこのままの所管でも良いかとも考える。

榊谷委員：教育委員会の事務であるが旧の児童家庭課が所管していた事務も整理しないといけない。教育委員会と教育未来部としなければいけない。

梅村議長：児童家庭課は福祉部であった。また、税務課の事務を所管する委員会の負担は増えるかと考える。

関戸副議長：2年分調べてみる。

議会事務局統括主査：確認したいことがある。委員会条例の上程時期であるが、初日か最終日か。

須藤委員長：過去は最終日が多いのでは。

議会事務局統括主査：過去の規程も条例、会議規則と改正内容もまちまちであるが、初日上程の場合もあるし、最終日上程も見受けられる。ただし、議会が所管する規程とはいえ、例規審査委員会で審査いただいている。3月定例会に向けての市長提出議案である条例の制定、一部改正等の例規審査は2月10日頃には終わるように思われる。もし3月定例会初日に上程するのであれば、それまでには審査を終えなくてはならないので、改正の方向性は早めに決していただかないといけない。

関戸副議長：今、委員会条例の所管事項のみの議論となっているが、他の規

程も影響しないか。

議会事務局統括主査：常任委員会の名称が変更となるような改正であれば、同時に協議会の名称も変わるので、会議規則第122条別表や要綱も改正しないとイケない。

堀委員：会議規則の改正は議決と思うが。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

関戸副議長：その二つの規程か。

議会事務局統括主査：細かい話をすると要綱にも及ぶ。

梅村議長：常任委員会の任期は良いか。

関戸副議長：議論の途中である。

榊谷委員：申合せによるところである。

須藤委員長：その点についても今月中に結論を出さなくてはならない。議会基本条例推進協議会でも諮っていただくように。

関戸副議長：承知する。協議資料は協議会前に事前に配付した方が良いか。

須藤委員長：資料を元に検討して意見を募ることになる。

関戸副議長：協議会は意見を募って議運で確定させるということで良いか。

各委員：（頷く。）

（４）その他

（政務活動費に係る申合せ事項改正案について）

梅村議長：資料に基づき説明

梅村議長：政務活動費に係る利息の取扱いについて議論いただいた。申合せ事項の文面（案）を作成した。各会派に持ち帰っていただいて、検討いただきたい。今年度中には決したい。

堀委員：「充当されることがなかった」は、「充当されなかった」ではないか。

須藤委員長：他に意見はないか。この件も議会基本条例推進協議会にて意見をいただく。

（音声認識技術を活用した議事録作成業務について）

関戸副議長：ICTチームにおいて、業者依頼のもとで、音声認識ソフトのデモを実施した。次回の議会基本条例推進協議会にて報告をいただく。

片岡委員（ICTチーム長）：音声からソフトを用いて議事録を作成するものである。会話を文字起こしするものである。

須藤委員長：予算としてはいくら要するか。

片岡委員：300万円程度であった。

関戸副議長：協議会でも諮るのであるが、3月定例会の委員会を1日分、ソフトを用いて文字に起こしてみたい。会派でも事前に話しておいていただ

き、協議会当日に諮りたい。

片岡委員：3月定例会中に業者を招いて委員会でも協議会でも問わず、1度テストを行いたい。

堀委員：それは無料か。

片岡委員：無料である。1か月程度トライアル期間もいただけると聞いている。

関戸副議長：ソフトであるので、技術的なこととして習得されていく。精度に関しては、使えばその分向上していく。ただし、議員が一斉に発言すると認識しきれないところもある。これまで議事録は反訳業者に発注しているが、このソフトを用いた議事録作成と並行して行わないと事務局の作業量としては厳しい。業者の話によると、どの市議会も2本立てで行っているようだ。このソフトに全てを切り替えて、反訳業者による反訳をなくすと事務局の負荷が非常に大きくなる。

梅村議長：ソフトを導入するだけなら事務局も助かる。反訳委託をやめるとなると。

片岡委員：一旦文字起こししたものを、再度、音声から手を加えて議事録を作成することになるので、今よりも事務局の作業は増加する。反訳業者が作業していたことが、事務局が行うことになるので。

鬼頭副委員長：協議会は良いかもしれない。

片岡委員：協議会を中心に事務局が1から全て作成する議事録は手短になると思われる。パート職員で十分にカバーできる面もある。

関戸副議長：業者の話であるが、音声認識ソフトを採用している市議会は、反訳委託部分とソフト使用のバランスが重要との意見であった。

梅村議長：本会議の会議録を委託せずに全て事務局が作成していると聞いたことはあるか。

議会事務局統括主査：音声認識ソフトに係る委託契約もなしか。

梅村議長：作業として全て事務局が賄うという観点からである。

議会事務局統括主査：先日の資料からも音声認識ソフトを導入している議会数も少ないこともあるかもしれないが、あまり聞かない。

大野議員：委員会は別としても本会議は少なくとも反訳業者への委託ではないか。

梅村議長：本会議、委員会を含めて、全てで年間300万円程度の反訳委託料を支払っている。委員会の反訳委託をやめて音声認識ソフトで作成したら経費として削れるかもしれない。初期投資で300万円はかかるが年間30万円程度で済む。

議会事務局統括主査：ソフトを用いて文字起こしされるので、その後は正規職員でなくとも補筆できるとの説明があったが、発言が文字として並んでいるものを音声確認しても職員がやらないと声だけでは誰が発言したのかもわからない。

片岡委員：登録した議員の名前は出る。ただし、発言のタイミングや周りの環境でどこまで精度が出るかは試してみたい。

榊谷委員：体調にもよりけりだが、どこまで識別してくれるのか。

大野議員：委員会では「委員長」と明確に発言を求めてほしい。挙手もせず、突然発言が始まることもある。また、委員長が許可する前に発言が始まる場合もある。委員長に明確に発言を求めて、委員長が発言を許可する。そして発言を始めていただかないと議事録作成にも影響が出る。それらは守るべきだ。

須藤委員長：他市議会では委員が名乗ってから発言するところもある。

大野議員：本会議は議長からの許可があり、何番誰々と言われてから発言するので、議事録作成も割と容易ではないか。委員会も今一度見直してほしい。

関戸副議長：個人のしゃべり方や名前を言うなどルール化すればかなり精度が上がると思われる。ただし制約を受けることを良しとするか。しゃべり方でもAIがかなり上手く拾ってくれる。先日のデモの際に水野議員がかなり早口でしゃべっても精度高く文字起こしされた。これを出来る限り100%に近づけさせたいなら、ゆっくりしゃべるなど各議員が許容するかどうか。しゃべり方の練習も必要かと思われる。

須藤委員長：議会基本条例推進協議会で諮るように。

10 その他

大野議員：体育協会との意見交換会であるが、体育協会理事会に出席し、1月18日に関してはお断りした。2月1日か8日の土曜日で調整できないかと考えている。

須藤委員長：時間帯はどうか。

大野議員：いずれも午前中である。生涯学習課スポーツグループを通じて理事の方と調整いただく。日程に関しては体育協会に委ねても良いか。また、議会として多く参加できる日を確認したいので会派で確認いただきたい。

堀委員：商工会との意見交換会は、19日と伝えていたが一部事務組合が予定されているので、2月6日木曜日、午前10時30分に変更し、場所は商工会館でお願いしたい。

関戸副議長：1月20日開催の議会基本条例推進協議会にて発表するが、4

行政区との意見交換会のうち北口区と新柳区は4月以降新年度に行う。行政区からの要望である。上市場区は2月15日土曜日に10時30分から生涯学習センターで行う。門前区は2月29日土曜日の午後7時から大上市場会館で実施する。

須藤委員長：これらの予定は資料として示してほしい。

梅村議長：原案可決した議員提出議案であるが、その後愛知県知事及び愛知県議会議長あてに意見書を提出した。愛知県議会あての意見書は、地方自治法第99条の解釈として不適當であった。愛知県議会から連絡が入り、指摘されたが、要望書として受理していただいた。

須藤委員長：意見書の提出先には当たらないという解釈で良いか。

梅村議長：そのとおりである。意見書提出に関しては議会の議決事項として変えられないので、要望書として受け取っていただいたという報告である。今後は注意したい。

須藤委員長：その他に意見書提出に係るご意見などは届いていないか。

関戸副議長：議論が必要となるようなものは聞いていない。

榊谷委員：今回の意見書と同様のものについて、他の市議会から提出されていないか。

須藤委員長：ないと思われる。